

国民年金基金連合会

届書コード										04051										身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。 届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。																			
1 基礎年金番号										氏名										生年月日										性別									
1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0										フリガナ ネンキン イチロウ 年 金 一 郎										5:昭和 7:平成 4 9 1 0 0 6										1:男 2:女									
住										所										フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3										2 連絡先電話番号 (1 2 - 3 4 5 6-7 8 9 0)									
〒111-1111										東京 都道府県 郡 市 区 町 村										□△ 1-2-3																			

3 口座名義人 (本人名義に限定・屋号付きは不可)										4 金融機関名										金融機関コード									
フリガナ ネンキン イチロウ										確定										銀行 労金 信連 農協 信金 信組									
掛金引落口座情報										支店名										支店コード									
年金 一郎										△ △										本店 支店(支所) 出張所									
5 預金種別										6 口座番号(右詰め)																			
①:普通										1 1 1 1 1 1 1 1																			
②:当座																													
7 種目										通帳記号										通帳番号(右詰め)									
166										30																			

＜注意事項＞

- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢は、該当する数字または項目に○印を付けてください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- この届書には必ず「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (K-007A号)」をあわせて提出してください。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 引落機関変更完了をお知らせする通知はありません。

1 基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2 連絡先電話番号

日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

3 口座名義人(本人名義に限定・屋号付きは不可)

掛金引落口座は本人名義の口座に限ります。(屋号付きは不可。)

4 ゆうちょ銀行以外の金融機関

掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方は、「1」に○印を付け、金融機関名、本店・支店名を記入してください。

5 預金種別

該当する預金種別の数字に○印を付けてください。

6 口座番号(右詰め)

預金通帳の口座番号を右詰めで記入してください。

7 ゆうちょ銀行

掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方は、「2」に○印を付け、預金通帳の記号と番号を右詰めで記入してください。

掛金引落金融機関について（2024年12月1日現在）

国民年金基金連合会と口座振替契約を締結し、iDeCo の掛金を引落すことができる金融機関は以下の通りです。

- 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行
- 信託銀行の一部（みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行）
- その他銀行（あおぞら銀行、イオン銀行、埼玉りそな銀行、PayPay銀行、新生銀行、住信 SBI ネット銀行、ソニー銀行、ゆうちょ銀行、楽天銀行、au じぶん銀行、GMO あおぞらネット銀行）
- 信用金庫
- 信用組合
- 労働金庫
- 信用農業協同組合連合会（信連）、農業協同組合（農協）

なお、以下の金融機関は国民年金基金連合会との口座振替契約がないため、掛金引落金融機関に指定することはできません。

- ・ 信託銀行の一部（野村信託銀行、SMB C信託銀行 など）
- ・ ネット銀行の一部（セブン銀行 など）
- ・ その他銀行
- ・ 外国銀行
- ・ 商工組合中央金庫
- ・ 農林中央金庫
- ・ 信用漁業協同組合連合会（信漁連）、漁業協同組合（漁協）